

安来市消防本部から重要なお知らせ

違反対象物の

公表開始

平成31年4月1日

公表制度が始まります。

消防法令違反の建物を安来市ホームページで公表します。

公表制度とは？

建物を安心して利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物を安来市のホームページで確認できる制度です。



公表制度の対象になる建物は？



百貨店や飲食店、物品販売店など、不特定多数の人が利用する建物、病院や社会福祉施設など一人で避難することが困難な方が利用する建物です。

公表の対象となる違反内容は？

消防法令により設置が義務付けられている、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備のいずれかが消防法令に違反して設置されていないものです。



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

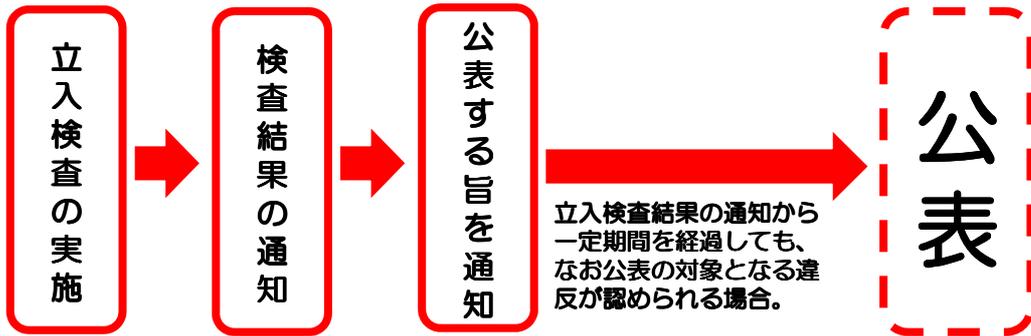
公表する内容

- 建物の名称【例：〇〇ビル】
- 所在地
【例：安来市〇〇町〇〇番地】
- 違反の内容
【例：自動火災報知設備未設置】



以上の内容を安来市のホームページで公表します。
また、同じ内容を安来市消防本部・広瀬分署・伯太分署・比田分駐所で閲覧できます。

公表までの流れ



建物関係者の方へ

次のような場合は、重大な消防法令違反の対象になる場合がありますので、安来市消防本部予防課までご相談ください。



- 飲食店、物品販売店舗、ホテルや旅館、病院や福祉施設などの用途に変更する場合や、建物のテナントとして新たに入居する場合。
- 建物の増築や改築、隣接建物との接続等を行う場合。
- 建物の窓の前に家具を置いたり、開口部の面積を変更する場合。

お問い合わせ先

■安来市消防本部予防課 Tel：0854 - 23 - 3426